



平成 25 年 4 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社 L I X I L グループ
代表者名 代表執行役社長 藤森 義明
(コード番号 5938 東証・大証・名証各一部)
問合せ先 執行役副社長 IR担当 筒井 高志
(電話 03-6268-8806)

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 4 月 15 日開催の取締役会において、会社法第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社の取締役、執行役及び従業員並びに当社の子会社の取締役及び従業員に対し、下記のとおり、ストックオプションとしての新株予約権を発行することを決議しましたので、お知らせいたします。

なお、当社取締役、執行役に対するストックオプション（新株予約権）の割当てにつきましては、報酬委員会の決定に従っております。

記

1. スtockオプションとして新株予約権を発行する理由

当社の株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的としております。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の名称

株式会社 L I X I L グループ第 5 回新株予約権（以下、「新株予約権」という）

(2) 新株予約権の総数

47,400 個

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合など、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数といたします。

(3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は 100 株といたします。

ただし、下記 (14) に定める新株予約権の割当日（以下、「割当日」という）以降、当社が当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てることといたします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

当該調整後付与株式数を適用する日については、(5) ② (i) の規定を準用するものといたします。

また、上記のほか、割当日以降、付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができるものといたします。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）に通知又は公告いたします。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告いたします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額といたします。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という）の平均値に 1.05 を乗じた金額（1 円未満の端数は切り上げる）又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額といたします。ただし、行使価額は下記 (5) に定める調整に服するものといたします。

(5) 行使価額の調整

- ① 割当日以降、当社が当社普通株式につき、次の (i) 又は (ii) を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という）により調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げることといたします。

(i) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

- (ii) 当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第 194 条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- a. 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記②に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「適用日」という）に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ）の平均値（終値のない日を除く）といたします。なお、「平均値」は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入いたします。
- b. 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数といたします。
- c. 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処

分する自己株式数」に読み替えるものといたします。

② 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによるものといたします。

- (i) 上記①(i)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用いたします。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用いたします。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という）新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てることといたします。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (ii) 上記①(ii)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用いたします。

- ③ 上記①(i)及び(ii)に定める場合の他、割当日以降、他の種類株式の普通株主への無償割当又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当又は配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものといたします。
- ④ 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告いたします。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告いたします。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成27年5月10日から平成32年5月9日まで

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げることといたします。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額といたします。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものといたします。

(9) 新株予約権の取得条項

以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものといたします。

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(10) 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することといたします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件といたします。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付いたします。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式といたします。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（3）に準じて決定いたします。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記（4）で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額といたします。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記（6）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（6）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までといたします。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（７）に準じて決定いたします。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものといたします。

⑧ 新株予約権の取得条項

上記（９）に準じて決定いたします。

⑨ その他の新株予約権の行使の条件

下記（１２）に準じて決定いたします。

（１１）新株予約権を行使した際に生じる１株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てることといたします。

（１２）その他の新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができないものといたします。

② その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるところによるものとします。

（１３）新株予約権の払込金額の算定方法

各新株予約権の払込金額は、次式のブラック・ショールズ・モデルにより以下の②から⑦の基礎数値に基づき算定した１株当たりのオプション価格（１円未満の端数は四捨五入）に付与株式数を乗じた金額といたします。なお、新株予約権の割当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権と相殺するものといたします。

$$C = Se^{-qT} N(d) - Xe^{-rT} N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

① １株当たりのオプション価格（ C ）

② 株価（ S ）：平成 25 年 5 月 9 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）

③ 行使価格（ X ）：上記（４）に定める算式により決定した価格

④ 予想残存期間（ T ）：4.5 年

⑤ 株価変動性（ σ ）：4.5 年間（平成 20 年 11 月 9 日から平成 25 年 5 月 9 日まで）の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率

⑥ 無リスクの利子率（ r ）：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率

⑦ 配当利回り（ q ）：１株当たりの配当金（平成 24 年 3 月期末及び平成 24 年 9 月中間期の実績配当金）÷上記②に定める株価

⑧ 標準正規分布の累積分布関数（ $N(\cdot)$ ）

(14) 新株予約権を割り当てる日

平成 25 年 5 月 9 日

(15) 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成 25 年 5 月 9 日

(16) 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- ① 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要な事項を記入し、記名捺印、又は署名の上、これを下記(17)に定める行使請求受付場所に提出することといたします。
- ② 上記①の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて下記(18)に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むことといたします。

(17) 新株予約権の行使請求受付場所

当社人事部又はその時々における当該業務担当部署

(18) 新株予約権の行使に際する払込取扱場所

株式会社三井住友銀行東京中央支店又はその時々における当該銀行の承継銀行若しくは当該支店の承継支店

3. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

割当対象者 ^(※1)	人 数	割当新株 予約権数
当社の取締役、執行役	20 名	17,400 個
当社の従業員	7 名	1,700 個
当社の子会社の取締役及び従業員 ^{(※2) (※3)}	120 名	28,300 個
合 計	147 名	47,400 個

(※1) 割当対象者が、当社及び当社子会社の複数の役職を兼務している場合は、主要な役職により記載しております。

(※2) 本邦以外の地域において取得の申込みの勧誘がなされる新株予約権の割当ての対象となる者が 18 名含まれており、当該割当対象者に対する割当新株予約権数は 3,600 個であります。

(※3) 当社子会社（株式会社 L I X I L、株式会社 L I X I L ビバ、株式会社 L I X I L 住宅研究所、株式会社川島織物セルコン、ハイビック株式会社、L I X I L グループファイナンス株式会社、株式会社 L I X I L リアルティ）、当社孫会社（株式会社 L I X I L トータルサービス、ジャパンホームシールド株式会社、株式会社 L I X I L トーヨーサッシ商事、株式会社 L I X I L 鈴木シャッター、G テリア株式会社、サンウェーブキッチンテクノ株式会社、Permasteelisa S.p.A.、LIXIL USA CORPORATION）、当社ひ孫会社（株式会社 L I X I L トータル販売、株式会社日本住宅保証検査機構）を対象会社といたします。

以 上